

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年3月31日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

都筑水再生センター汚泥調整槽分離液配管支障物撤去等緊急対策工事  
(支障物撤去工 一式、入孔蓋入替工 一式)

2 履行場所

都筑区佐江戸町25番地

3 契約日

令和2年11月30日

4 履行期間

令和2年11月30日から令和3年3月26日まで

5 契約金額

11,986,043円（うち消費税及び地方消費税額 1,089,640円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名 称 有限会社リバーテクノ  
代表者 代表取締役 大川 誠  
住 所 横浜市戸塚区名瀬町779-102

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

都筑水再生センター場内にて、汚泥調整槽分離液配管内にのH鋼とみられる支障物が確認されました。当該箇所では、送水が正常に行われず汚水が滞留し、異臭が発生している状況であり、現状のままではセンター全体の運営に支障をきたすため、緊急対策工事を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

現場は、上部に埋設物が多数あり、開削不可能と考えられた為、内部から施工可能な「ベビーモール工法」を採用することとし、本工法の経験があり、かつ都筑水再生センターに最も近距離で早急に対応が可能である「有限会社リバーテクノ」を契約の相手方としました。

9 所管課

環境創造局下水道施設整備課